總裁一人、副總裁一人、理事五人以上、監事三人以上

任期　正副總裁五年とし政府任命、理事四年とし百株以上を所有する株主中より株主總會選擧、政府任命、監事三年とし五十株以上を所有する株主中より株主總會の選任とす、（役員の兼業は政府の許可を要す）

第八　業務組織（第二十五、二十六、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五條）

一　正副總裁は銀行を代表し行務を執行す

二　本店に正副總裁、理事を以て理事會を組織し、重要行務を決議す、之に對する意見の具申機關として主要支店に地方委員會を設くることを得

三　正副總裁、理事及監事は役員總會を組織し重要事項を決議す

四　滿洲中央銀行は毎年二回通常株主總會を開き又臨時株主總會を開くことを得

第九　積立金（第三十六條）

一　缺損補塡積立金　純益の百分の八以上

二　配當平均積立金　純益の百分の二以上

三　一般積立金　純益の百分の二十以上

第十　納付金（第三十七、三十八條）

株主配當利益金額が拂込資本に對し一年一割以上のときは超過額の四分の三を政府に納付す

株主配當が政府以外の株式拂込金に對し一年六歩以上の場合は政府及一般株主に平等に配當す

第十一　配當保證（第三十九條）

一般株主配當六歩未滿の年は創立後五年間を限り政府之を補給す

第十二　監督（第四十、四十二、四十三條）

政府は滿洲中央銀行監理官を置き銀行一般事務を監理し又業務の監督上必要なる命令を發す、又銀行は毎月一回營業狀況を政府に報告す

第十三　經過規定（第四十四、四十五條）

合併銀行號從來の業務は一年間繼續することを得

創立第一回の理事及監事は特に政府が任命し此等の役員は持株を要せず

此の外別に大同元年敎令第四十五號を以て施行された監理官章程なるものがあり、滿洲中央銀行の業務は財政部大臣又は同部理財司長の任命する政府の監理官に依つて監督せらるることになつて居る。而して開業以來未だ二期の決算を經たるに過ぎざるも、成績極めて良好にして第一期（昭和七年末）三十六萬二千圓、第二期（昭和八年六月末）五十一萬三千圓の純益を擧げ極めて順調に發展して居る。

第四節　幣制

一　概況

滿洲國建國前滿洲に於ける通貨は支那に於けると同樣最も複雜多岐を極めたものである。銀、銅の各種硬貨があり、一部兌換券があり、又昔、銀銅の兌換券より生じた雜多の不換紙幣があるけれ共、銀、銅との間、不換紙幣相互の間は勿論本位貨と補助貨との間又現銀と其の兌換券との間にさへ、我が十進法の如く一定不動の換算率があつた譯では

ない。又其の種類に依り用途も流通區域も相違すれば、硬貨の形狀も亦圓形のものがある一方、馬蹄型其の他の小錠さへもある。紙幣に至つては各省官銀號發行のもの及一般銀行發行のものにさへ雜多なものがあつた。然かも猶地方團體、一私商の發行せるものさへ絕滅せぬ有樣であつた。其の他此の間に關東州及滿鐵附屬地を流通の根據地として、滿洲國內に流入せる我が朝鮮銀行金票と橫濱正金銀行鈔票と我が補助貨幣とがある。斯くの如き有樣なれば邦人は勿論滿洲國人でさへ自己の居住往來せる地方を除けば、他の滿洲國全部に亙る通貨を鑑別することが出來ぬ狀態であつた。況んや貨幣の性質、內容、發行高等は舊政權の極端な秘密主義に依り專門研究家でさへ眞相を捕捉することは困難であつた。然るに昭和七年三月滿洲國の成立に伴ひ、同年六月十一日貨幣法の公布あり、更に之に伴ひ同年七月一日以降舊貨幣整理辦法及法定換算率の施行に依り、在來の滿洲固有通貨は元寶銀、小洋錢、舊銅元を除く外は原則として二年間新國幣に對する法定換算率を以て一種の補助貨たる取扱を爲さるるに至り、制度上漸く第一段の統制を實現せらるるに至つた。是は新國家成立前迄紊亂を極めた滿洲貨幣制度に黎明を告ぐるものと言ふべく、新國家草創の際善政の第一に數へらるべきものであらう。

二　滿洲國の新貨幣法

滿洲國の貨幣法は昭和七年六月十一日、滿洲中央銀行法の公布と同時に施行されたものである。滿洲國の法貨たる本體卽ち其の性質は純銀の量目二三·九一瓦を以て圓と稱するところの紙幣であつて、此の量目は從來より流通せる支那の法貨たる現大洋と略同一である（第二條）。此の貨幣發行權は政府に屬し滿洲中央銀行をして行はしめるものであるが（第一條）、滿洲中央銀行は此の紙幣發行高に對し三割以上の金銀塊の確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を現金準備とし（第十條）、殘額に付ては保證準備を要する定めである（第十一條）。開業以來昭和九年六月末に於ける國幣の發行高は一億五十四萬圓餘であるが、其の現金準備は當初より後に規定の三割以上六割內外に上つて居る。以上の滿洲國幣制の本質を要約すると、銀本位管理通貨にして世界最新の制度と言ふことが出來るだらう。又法貨なるが故に舊通貨と異り用途は固より無制限である。流通區域は滿洲國全土たることは贅する迄もない。國幣の種類は本位たる紙幣に於て百圓、十圓、五圓、一圓、五角を無制限法貨とし、他に補助貨として白銅貨一角（量目三瓦、ニッケル二五、參和銅七五）、五分（量目二瓦、ニッケル銅割合同上）の二種及靑銅貨一分（量目三·五瓦、銅九五錫四亞鉛一）、五厘（量目二·五瓦、割合同上）の二種あり、此等の補助硬貨のみは其の額面百倍迄の制限法貨たる定めである（第五條）。此等の補助貨が本位貨に對し完全に十進法を以て行はるることも亦勿論である（第三條）。此の新國幣の鑑別特徵は本位たる紙幣に於て昭和七年七月一日以降二年間、新紙幣の印刷完了する迄一時的便法として從來の東三省官銀號及邊業銀行の現大洋票面に「滿洲國中央銀行」の文字記入及總裁の捺印を以て代用されたが、其の後旣に國族及滿洲國中央銀行の文字竝に總裁の捺印を以てせる新紙幣が出來流通して居るので、此の點併せて鑑別の特徵とせらるる譯である。新補助硬貨も亦、白銅貨は昭和八年五月二十日より、靑銅貨は同年八月一日より流通して居る。而して此の滿洲國々幣の確固不動なる地位は新國家と共に永遠なる譯だが、從來より流通せる固有通貨の處置方法としては貨幣法第十四條に基き、別に昭和七年七月一日より施行された舊貨幣整理辦法及法定換算率の實施に依り、十進銅元の五年、中國及交通兩銀行哈大洋の五年を除く外原則として二年間（昭和九年六月末期限を更に一年延長す）新國幣に對し一種の補助的紙幣として流通を許されて居る。此の法定換算率は後に舊通貨個々の說明に添記する通であるが、右整理辦法第一條に依り流通を禁止された從來の鑄貨卽ち法定換算率の公布なき元寶銀、小洋錢、舊銅元の類は當分地銀銅塊として流通を默認せらるるに過ぎない。此の外新國家

は昭和七年四月三十日從來の現大洋票發行の機關たりし遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法なるものに依り之が解散を處置した一方、更に越て同年七月五日敎令第五十三號を以て從來絕滅せざりし個人商又は地方團體發行の私帖其の他紙幣類似證券の取締を講じて居る。

尙玆に滿洲國新國幣の純分量目に對し從來滿洲に流通せる支那の本位貨たる現大洋及我が正金銀行鈔票の基礎たる圓銀の純分量目を比較すれば左の通である。因みに庫平一錢の換算率は三・七三瓩、又一グレーン〇・〇六四七九八五瓦と換算せるも、庫平に對する換算率が實際上確定せぬ譯があるから〇・〇一瓦程度の差は免れぬ。加之支那は昭和八年三月十日より新に銀本位幣鑄造條例を施行し、其の法貨たる銀元の量目も次の如く異つて來た。

種類	總量目	品位	純量目（瓦）
滿洲國々幣	庫平七錢二厘	八九〇	二三・九一〇
支那現大洋	二六瓦六九七一	八八〇	二三・四九三四四八
支那新銀元	四一六グレーン	九〇〇	二四・二六〇強
日本圓銀			

三　滿洲在來通貨の要領

滿洲中央銀行に業務を繼承された前記四行號の舊紙幣發行高は繼承當時圓幣一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓であつたが、此等は既述の如く本來の有效期間を更に一年間延長したに過ぎない。又昭和九年六月末迄に回收された額は一億三千二百三十五萬一千三百七十圓である。此等の舊紙幣の外舊通貨に關し玆に系統別に滿洲在來の通貨として從來より、而して今後も相當期間流通を認められるものの現在に於ける個々の要旨を說明すれば左の通である。

滿洲國固有の在來通貨

銀本位系統

一　硬　貨

元　寶　銀（單位兩）

鑄造機關　昭和九年十月以降、鎭平銀の廢止に至るまでは上海に在る民間の銀爐にて鑄造したものを安東に在る公估局にて鑑定の結果を記したる價格に依り流通して居た。

性質　地方固有の秤にて衡り其の品位量目に依り計算せる價格を四面に墨書して流通するところの所謂秤量貨幣であつたが、昭和九年十月一日以降廢貨となつた。

種類　一箇五十三兩五錢を標準とし小塊は稀に存して居るに過ぎない。

流通區域　滿洲では安東地方のみと云ふも差支なかつた。支那では之を鎭平銀と稱し他地の元寶銀と區別して居た。

用途　安東の山蔴、木材、大豆、豆粕、豆油等の重要物產及同地の上海銀爲替の建値（上海兩千兩に付鎭平銀若干と建てる）であつた。

流通見込高　約百四十萬兩見當。

鑑別特徵　馬蹄型の銀塊。

昭和六年平均換算相場　金百圓に付百五十四兩。

滿洲國々幣一圓對法定換算率　銀平銀七十兩二を國幣百圓にて回收するを法定換算率とする。因みに舊貨幣整理辦法に依り昭和七年七月一日以降、從來の鑄貨は流通を禁止されたのである。

現大洋（別名、大洋錢又は銀元）（單位元）

鑄造機關　支那主要省の造幣廠。

性質　昭和八年三月十日以前に於ける支那の本位貨幣にして品位八九、總量目庫平七錢二厘、同年同月日より支那は銀本位幣鑄造條例を施行した。新本位貨幣は總量二六・六九七一瓦、品位千分の八八〇としたけれども、舊本位貨も暫定的に流通を認めらるることになつた。

種類　一圓銀貨一種、但し其の模樣及文字にて北洋銀、袁世凱弗、孫中山貨幣等に區別することを得る。新銀元の鑄造形體は未詳である。

流通區域　支那全土なるも從來より滿洲には市場流通高比較的少く、殊に北滿に至れば哈爾賓の錢莊で百元の現大洋を得ることさへ容易でない。

用途　元納稅商取引一切に用ひられたが、滿洲國成立後は昭和七年七月一日以降流通を禁止されて居る。當分單に地銀として流通を默認せらるるのみである。

流通高　昭和六年十月前後他の銀行號の保有高は算ふるに足らぬが、東三省官銀號及邊業銀行は合計約一千萬元を保有して居た。

鑑別特徴　袁世凱、孫逸仙等の刻像、宣統元寶、大清銀幣、北洋造等の文字、形狀は我が舊一圓銀貨と同大である。

昭和六年中平均換算相場　金百圓に付百十二元。現大洋票と殆んど變りがない。而して昭和七年七月一日發行の國幣に對する相場も殆んど同一と言ふも差支なからう。

滿洲國々幣對法定換算率　無、實際相場に依る。

小洋錢（單位分）

鑄造機關　支那主要省の造幣廠なる廣東省鑄造のものが最も多い。

性質　現大洋の補助貨として生れたものであるが、其の後十進法行はれず事實上獨立して居る。國幣條例に依れば二角の總量庫平一錢四四、一角の量目は此の半分、品位は七なる規定であるが、事實はより以下の惡貨である。昭和七年七月一日以降滿洲國內に流通を禁止されたが、當分地銀として流通を默認されるとのことである。

種類　一角、二角が最も多く稀に半圓がある。

流通區域　關東州及安東地方。

用途　勞銀及下層階級の物價の建値。

流通見込高　約六百萬元見當。

鑑別特徴　現大洋に類せるも形體の大小及文字に依る。然し同一の一角銀貨に付ても色相音響に依り眞僞及價値の大小を決定せねばならぬ狀態である。

昭和六年中平均相場　金百圓に付二千四百七十角。

滿洲國々幣對法定換算率　無、實際相場に依る。因みに滿洲國貨幣法十進制に依る白銅貨は昭和八年五月二十日より發行を始められ、昭和九年六月末現在一角九、三四一、二〇〇圓、五分七二〇、九〇〇

圓の發行を見て居る。

十進制元（單位元）

鑄造機關　奉天造幣廠。

性質　新國家成立前迄、單に現大洋票の補助貨として百枚一圓に換へられたが、昭和七年七月一日以降舊貨幣整理辦法に依り五年間新國幣に爲しても亦同樣十進法が行はるるに至つた。卽ち舊銅貨として完全に十進法を以て行はるる唯一の補助貨である。然るに昭和八年八月一日より新貨幣法に依る一分(錢)及五厘の靑銅貨が併せて流通して居る。

種類　我が一錢相當の一分、一種のみ。

流通區域　法制上滿洲國全土なるも實は奉天省內に限らるるの狀態である。

用途　從來現大洋票に追隨せるところなるも、新貨幣法規の施行に依り百枚を限り無制限法貨として凡ゆる用途に充當することが出來る。

流通高　不明なるも昭和五年度鑄造高三六、二〇九千枚。因みに新貨幣法に依る靑銅貨の昭和九年六月末發行高は「一分銅貨五十六萬七千百六十圓、五厘銅貨十萬一千二百二十圓である。」

鑑別特徵　「一分」「東三省」の文字及旭日模樣。

昭和六年中平均相場　現大洋票に追隨。

滿洲國々幣二圓對法定換算率　昭和七年七月一日以降五年間百枚。

二　紙　幣

現大洋票（單位元）

發行機關　滿洲中央銀行成立前迄東三省官銀號、邊業銀行、遼寧四行號發行聯合準備庫が何れも奉天に於て發行した。

性質　新貨幣法施行前迄は現大洋の制限附兌換券であつたが、新貨幣法規は兌換を規定せず單に三年間法貨として新國幣の代用たることを認めるに過ぎぬ。

種類　一圓、五圓、十圓の外、五角、二角、一角の補助券。

流通區域　制度上滿洲全土の筈なるも、從來主に奉天省の都會地方に多く流通を見た。

用途　納稅、商取引一切なるも、舊貨幣整理辦法其の他に依り昭和七年七月一日以降三年間と效力を限定せらる。

發行高　昭和六年十月末、東三省官銀號二五、八五一千元、邊業銀行七、八七六千元、準備庫六、三〇〇千元、合計四〇、〇二七千元。

鑑別特徵　「憑票卽付國幣」、「東三省」又は「奉天」の文字。

昭和六年中平均相場　金百圓に付二百十六元。

滿洲國々幣法定換算率　昭和七年七月一日以降三年間平價。

奉大洋票（單位元）

發行機關　奉天の東三省官銀號、中國、交通の兩銀行であるが官銀號の分が最多であつた。

性質　不換紙幣。

種類　一圓、五圓、十圓、五十圓、百圓。

流通區域　奉天省。

用途　納稅、商取引、但し新國家成立後昭和七年七月一日以降三年間效力がある。
發行高　昭和六年十月末現在約十億餘元。
鑑別特徵　「滙兌券」、「奉天」の文字、但し中國、交通兩行券には「滙兌券」の文字なく「此券按照奉天市價兌滙上海規元」の文字を捺印してある。
昭和六年中平均相場　金百圓に付一萬一千二百三十七元。
滿洲國々幣一圓對法定換算率　五十元。

哈大洋票（單位元）
發行機關　東三省官銀號（東三省銀行合併）、邊業銀行、黑龍江省官銀號（前廣信公司）、中國銀行、交通銀行、吉林永衡官銀錢號、各哈爾賓支店。
性質　昔現大洋の兌換券なりしも現に不換紙幣。
種類　一圓、五圓、十圓、五分、一角、二角、五角。
流通區域　哈爾賓、東支鐵道地帶、吉林、長春地方。
用途　納稅、商取引。昭和七年七月一日以降三年間、中國、交通兩行の分は五年間效力がある。
發行高　昭和七年十月末現在約五千萬元。
鑑別特徵　「哈爾濱」の外、特に「墾殖官」の朱印がある。
昭和六年中平均相場　金百圓に付二百七十三元。
滿洲國々幣一圓對法定換算率　一元二五。

吉大洋票（別名、永衡大洋）（單位元）
發行機關　吉林永衡官銀錢號。
性質　不換紙幣。
種類　一圓、五圓、十圓、五分、一角、二角、五角。
流通區域　吉林省。
用途　主に納稅及官吏の俸給。
發行高　昭和六年十月末現在に於て約一千百餘萬元。
鑑別特徵　「完納賦稅滙兌流通」の文字。
昭和六年中平均相場　金百圓に付二百九十元。
滿洲國々幣一圓對法定換算率　一元三、昭和七年七月一日以降三年間效力がある。
因みに右の吉大洋よりも早く銀の兌換券として生じ、其の後不換紙幣化して大正九年以降吉林官帖一吊に對し一角と法定されて居たものに吉小洋（永衡小洋）なるものがある。昭和六年十月現在に於ける其の發行高は約一千三百萬元、然し此の實際價値は小である。滿洲國々幣一圓に對する法定換算率は五十元。昭和七年七月一日以降三年間有效の定であつて、用途は官帖に追隨し種類は一分、五分、一角、二角、一元、五元、十元、五十元である。特徵は吉林永衡官銀錢號發行の小洋票たる表示とする。

江省大洋票（單位元）
發行機關　黑龍江省官銀號（前廣信公司）。

性質　哈大洋より轉化せる不換紙幣。
種類　一圓、五圓、十圓、一角、二角、五角。
流通區域　黑龍江省。
用途　納稅、商取引。但し昭和七年七月一日以降三年間效力がある。
發行高　昭和六年十月末現在、約一千九百餘萬元。
鑑別特徵　廣信公司發行哈大洋票に「監理官」の朱印なきこと。
昭和六年中平均相場　金百圓に付三百元。
滿洲國々幣一圓對法定換算率　一元四。

三　紙幣類似券

過爐銀（單位兩）

發行機關　營口固有の銀爐（公益銀號、世昌德、永惠興等）。
性質　銀爐預金に對する振替手形にして二日間無裏書流通、舊曆三、六、九、十二の各月初めに利息を附し現大洋を標準に決濟す。昔元寶銀を以てせるが故に此の名がある。然るに滿洲事變以後決濟不能に陷り整理を要することとなり、昭和八年末より禁止せらるるに至つた。
種類　振替手形に付金額無制限。五銀爐何れも大體同樣なる手形帖を顧客（預金者）に交付してある。
流通區域　營口地方。
用途　特產物及綿絲布の大口取引竝に上海銀爲替の建値。

發行高　昭和六年十月末現在に於て約一千八百萬兩見當。
鑑別特徵　三聯單式、振出人は存根を留め票根を自己の預金銀爐に送致し支票を相手方に交付する。」
昭和六年中平均相場　金百圓に付四百七十六兩。
滿洲國々幣對法定換算率　無、實際相場に依る。

私帖

本來錢莊又は個人商店發行の一覽拂手形を稱したものであるが、今日其の流通は稀である。唯奉天事變後金融梗塞の爲各地方團體に於て流通券其の他の名稱に依り紙幣類似券を發行したが、此等は昭和七年七月五日敎令第五十三號を以て取締られることになつて居る。

二　銅本位系統

一　硬貨

制錢（單位吊）

我が寬永通寶に似た穴開き錢であるが、現在は流通を見ない。

銅元（單位分）

現在當十文（我一錢銅貨相當）當廿文（我二錢銅貨相當）のものが流通して居るが、他の貨幣の何れに對しても十進法行はれず、換算相場異り、然かも端數計算に用ひられて居るけれども支那本部に比較し流通額も餘り多くない。從つて取引所の相場も建たず、滿洲國々幣に對しても亦法定換算率なきのみならず貨幣として流通を禁止されたのであるが、當分單に地銅として流通を默認せらるるに過ぎない。

二　紙　幣

吉林官帖（單位吊）

發行機關　吉林永衡官銀錢號。

性質　昔、制錢本位若は銀本位のこともあつたが現在不換紙幣。

種類　一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、廿吊、卅吊、五十吊、百吊等あるも小額券は稀である。

流通區域　吉林省。

用途　納稅、商取引一切に用ひらるるも、昭和七年七月一日以降三年間有效の定である。

發行高　昭和六年十月末現在、一〇、一六五、〇〇〇千吊。

鑑別特徵　「吉林」「憑帖取錢〇〇吊整」の文字。

昭和六年中平均相場　金百圓に付七萬七千四百十吊。

滿洲圓々幣一圓對法定換算率　五百吊。

黑龍江官帖（單位吊）

發行機關　黑龍江省官銀號（前廣信公司）。

性質　吉林官帖に同じ。

種類　吉林官帖に同じ。

流通區域　黑龍江省。

用途　吉林官帖に同じ。

發行高　昭和六年十月末現在、一〇、七二七、八七〇千吊。

鑑別特徵　「黑龍江」「憑帖取錢〇〇吊整」の文字。

昭和六年中平均相場　金百圓に付三十萬一千二百六十八吊。

滿洲圓々幣一圓對法定換算率　一千六百八十吊、三年間有效。

銅元票（單位枚）

發行機關　奉天公濟平市錢號。

性質　昔銅元本位なりしも現在不換紙幣。從來より奉大洋票一圓に對し百二十枚を法定換算率として居る。故に奉小洋の名があり從つて奉票の名に總括することを得る。

種類　五枚、十枚、廿枚、五十枚、百枚。

流通區域　奉天省。

用途　納稅、商取引、但し昭和七年七月一日以降三年間有效の定である。

發行高　昭和六年十月末現在に於て約六十萬元。

鑑別特徵　「奉天公濟平市錢號」「銅元〇〇枚」の文字。

昭和六年中平均相場　金百圓に付一萬三千四百八十四枚。

滿洲圓々幣一圓對法定換算率　百枚票を六十枚。

四　廠　債　券（單位圓）

發行機關　黑龍江省官銀號（前廣信公司）。

性質　不換紙幣、黑龍江帖百廿吊を以て本券一圓に換算するを從來よりの法定換算率とし、年二回四厘の利息を官帖を以て支拂つて居たものである。

種類　一圓、五圓、十圓。

流通區域　黑龍江省。

用途　納稅、商取引、但し昭和七年七月一日以降三年間有效。

發行高　昭和六年十月末現在、三九、九五五千圓。

鑑別特徵　「黑龍江廣信公司」「週年四釐債券每圓作拾貳角」の文字。

昭和六年中平均相場　金百圓に付三千六百十五圓。

滿洲國令幣一圓對法定換算率　十四元。

滿洲國の外來通貨

一　銀本位

一　硬　貨

■　銀（單位圓）

鑄造機關　橫濱正金銀行。

性質　明治三十年廢貨となれる我が一圓銀貨にして、品位九百、量目四百十六グレーン、鈔票の發行準備と認められて居る。

種類　一圓、銀貨一種。

流通區域　滿洲一圓なるも主に大連地方に若干見受けられる。

用途　大連及新京に於ける我が關東廳取引所の特產建値は圓銀と規定され、事實は鈔票を用ひられて居る。

流通高　未詳。

鑑別特徵　菊花御紋章及「壹圓」と刻印されて居る。

昭和六年中平均相場　鈔票に同じ。

■　銀（單位弗）

墨西哥政府の鑄造せる圓形銀貨なるも滿洲に流通せるものは殆んどない。

二　紙　幣

鈔　票（單位圓）

發行機關　橫濱正金銀行大連支店。

性質　法令上銀及金の準備を二分の一とし、我が一圓銀貨を基礎として發行せる兌換券なるも、又一覽拂手形の名がある。

種類　一圓、五圓、十圓、百圓、十錢、二十錢。

流通區域　主として大連、新京、奉天、營口、吉林地方。

用途　大連及新京に於ける關東廳取引所の特產及錢鈔建値竝に大連滙申（上海向銀爲替）の呼値として用途堅實である。

發行高　昭和六年十月末現在に於て約千二百萬圓。

鑑別特徴　横濱正金銀行の銀券たる表示、但し大連牛莊の如く滿洲支店發行の文字ある事を要件とする。因みに大連支店が滿洲の總發行店となつて居る。

昭和六年中平均相場　金百圓に付二百十三圓。

滿洲國々幣對法定換算率　無、實際相場に依る。

軍用手票（單位圓）

日露戰爭當時軍費支拂の爲我が政府より發行したものであるが、其の後之を正金銀行に引繼ぎ、其の小額券は今尙鈔票の補助貨として若干流通して居る。其の種類は十錢、二十錢、五十錢の外、一圓、五圓、十圓にして我が政府の軍用手票たる表示ある事を特徴とする。

二　金本位

一　硬　貨

日本補助貨（單位錢）

朝鮮銀行發行金票の補助貨として日本內地現行のものが其の儘日常取引の端數計算に用ひられて居る。唯特異とする點は此の銅貨が十進法を以て鈔票の補助貨に行使せられて居ることである。

二　紙　幣

金　票（單位圓）

發行機關　朝鮮銀行。

性質　仕拂準備は同額の金貨、日本銀行券、地金銀たる事を要し、此の上に最高金五千萬圓迄の保證準備發行を許されて居るが、之れ以上の發行超過額には年五步の發行稅を課せられる。大正六年十二月以降關東州及滿鐵附屬地に於ける我が無制限法貨である。

種類　一圓、五圓、十圓、百圓、此の外十錢、二十錢、五十錢の支拂手形もあるが現在では稀である。

流通區域　關東州及滿鐵附屬地の外、哈爾賓、間島地方及鮮滿何れにも流通するが日本內地には流通しない。

用途　金計算に屬する納稅、商取引一切之を用ひぬ邦人は無いと言ひ得る。

發行高　昭和六年十月末現在に於て約七千六百萬圓なるも、滿洲流通高は普通三千萬圓內外の見込である。

鑑別特徴　朝鮮銀行券たる表示。

換算相場　朝鮮銀行に於て日本銀行券と平價に交換する。但し隔地間の爲替には爲替料を徵收する事勿論である。

第九章　交通及通信

第一節　交　通

一　鐵　道

滿洲の交通は古くより道路と河川即ち船車に依つて支配せられ、近代文明の先驅者たる鐵道の敷設せられたのは十九世紀の末葉であつて、之より十年を經た千九百七年に三大幹線路たる南滿、中東、奉山の三鐵道完成せられ、其の後千九百二十五年迄に齊昂、吉長、溪域、四鄭、天圖輕便、四洮、穆稜の各鐵道が漸次敷設された。當時支那は列國の壓迫下に在り、此等鐵道の多くは外國の資本及技術に依つて成つたものであつた。然るに千九百二十五年以

降支那の利權回收運動の一端は滿洲に於ける支那側自辦鐵道の敷設となり、南滿線を包圍する瀋海、吉海、齊克、洮索、打通等の各鐵道が急速に敷設せられ南滿線の競爭線として之に對抗するに至り、滿鐵の前途頗る多難なるを想はしめたが、偶々新國家の成立に伴ひ前掲滿鐵會社の章下に述べたるが如く此等鐵道の悉くを滿鐵の經營に委託し又新線路の建設をも同社に請負はしめることとなつたので、滿洲に於ける鐵道經營及敷設は日滿協調の下に行はれるに至り、從つて懸案の諸鐵道問題も圓滿に解決せられ、今後同國の鐵道著しき發展を見るであらう。左に滿鐵會社委託經營に至る迄の滿洲に於ける諸鐵道を鳥瞰すれば左の通である。

滿洲鐵道概況一覽

投資國別	經營形式	鐵道名	區間	粁數	軌間
日本	日本經營	南滿洲鐵道	大連—新京（其の他の支線）	一、一〇八	四呎八吋半
同	日本借款國有鐵道	四洮	四平街—洮南（鄭家屯—通遼）	四二六	同
同	同	洮昂	洮南—昂々溪	二二四	同
同	同	吉敦	吉林—敦化	二一〇	同
同	同	吉長	長春—吉林	一二七	同
同	日滿合辦（民營）	金福	金州—城子瞳	一〇一	同
同	日滿合辦	溪城	本溪湖—牛心臺（其の他の支線）	二四	二呎六吋
同	同	天圖	池坊—頭道溝（龍井村—局子街）	一一一	同
露國	露滿合辦	北滿鐵路	滿洲里—浽芬（哈爾賓—新京）	一、七二七	五呎
同	同	穆稜	小城子—梨樹溝	六三	同
英國	英國借款國有鐵道	奉山	北京—奉山（打虎山—通遼）	八八七	四呎八吋半
支那	黑龍江省辦官民合辦	呼海	松浦—海倫	二二一	同
同	同	齊克	哈爾賓—桑山	二五一	同
同	同	齊昂	昂々溪—齊々哈爾	二九	一米
同	吉林省辦官民合辦	吉海	朝陽鎭—吉林	一八三	四呎八吋半
同	國營	瀋海	奉天—朝陽鎭（其の他の支線）	三二〇	同
同	民營	開豐	開原—西豐	六四	一米
同	同	鶴立	蓮花港—鶴立崗	五六	五呎
合計				六、一三二	

四洮鐵道は千九百十三年の日支協約による所謂滿蒙五鐵道の一で、四平街——鄭家屯、鄭家屯——通遼、鄭家屯——洮南の三區間に分れて敷設されたものであるが、蒙古地方開拓の先驅をなし開通後沿線左右の廣大なる未耕地は逐年耕地となり、農產物の增殖を來し其の將來は大いに囑望されて居る。洮昂鐵道は千九百二十四年九月奉天官憲と南滿洲鐵道株式會社との間に締結せられた「洮昂鐵道建設請負契約」により建設せられたもので、所謂懸案鐵道問題の一に屬する。本沿線は最初の豫期に反し物產少く營業成績は目下のところ順調ではない。

吉敦鐵道は吉林、敦化間二百十粁の日本借款支那國有鐵道にして、日支間多年の懸案となつて居た間島問題の交換

條件として我國に於て投資權を得た吉會鐵道の一部を成すもので、吉林省東部の豐富な林產地と水田可適地を有し、吉長鐵道と相俟つて吉林材、農產物等の輸送に當つて居る。

吉長鐵道は吉林、新京間百二十七粁七八の日本借款支那國有鐵道であるが、本線は吉敦鐵道と合併せられて吉長、吉敦鐵道となり、共に大正七年以來滿鐵の委任經營の下にあつた。

金福鐵道は金州、城子疃間百二粁の路線で日支合辦で敷設され、農產物、水產物殊に製鹽の搬出路として期待されたが肥沃なる背後地の少きと戞克等の爲に妨げられて豫期の效果を擧ぐるに至らない。

溪域輕便線（太子河、牛心臺間二四粁）は滿鐵と本溪湖煤鐵公司の日滿合辦鐵道で、主として本溪湖煤鐵公司の使用に供せられて居る。

北滿鐵道は舊帝政露國が其の極東政策遂行の爲に建設したものであるが、現在は露滿合辦で南部支線は新京に於て滿鐵線と聯絡し、本線は滿洲里に於て西比利亞に、ポクラニーチナヤに於て烏蘇里鐵道に聯絡して居る。奉天線は英國政府の出資に依る借款鐵道で支那國有鐵道中最古の鐵道である。初め唐山炭の運搬を目的として唐山炭礦、坑北塘間に敷設せられ、明治四十四年北平、奉天間の幹線を完成するまで前後約三十年を費して居る。奉天に於て滿鐵と、北平に於て平漢鐵道及平綏鐵道と、天津に於て津浦鐵道と會し、營口及通州の兩支線を合せ延長千二百九十七粁七に及ぶ。打通線は洮昂、四洮兩線の搬出物資を中繼し、之を胡蘆島へ出して滿鐵及大連港と對立せしめんとする計畫の下に、日本の再三の嚴重なる抗議にも拘らず支那側に於て敷設したるもので、所謂滿鐵包圍線の一部を爲すものであるが、胡蘆島築港未だ成らざるに滿洲國の成立を見るに至つた。

呼海鐵道は黑龍江省官民合辦で、沿線は土地肥沃の爲南滿又は內蒙古の農民の此の地方に移住する者多く盛に耕地を擴張して居り、前途極めて有望である。海倫を起點とし馬船口に於て東支鐵道と連絡して居る。齊克鐵道は齊々哈爾、桑山間二百五十一粁の黑龍江省官民合辦で東支線の北方黑龍江省の肥沃なる土地の農產物を輸送する目的を以て建設せられたものである。昻々溪、齊々哈爾、省城間の昻齊支線に依つて洮昂鐵道に連絡して居る。

吉海鐵道は吉林に於て吉長、吉敦兩鐵道に、朝陽鎭に於て濱海鐵道に連る。開豐輕便鐵道は開原、西豐間六十三粁七で、奉天省官商合辦開豐長途鐵軌汽車公司の經營で營業成績は良好でない。

二　道路

滿洲に於ける陸路交通は其の淸朝の創めに當り、首都と各省の省城とを連絡する爲に間馬大路を設け、更に大路と稱し驛站（註一）を中心として四方に大路を放射し、各省城間或は官路を連ね重要なる交通路を建設したが、淸朝三百年の平和に慣れるに及んでは政務の廢頹と共に道路の修繕も亦顧みられずして現在に至り、其の荒廢は極度に達し夏季は雨後の泥濘甚しく自動車の通行は殆んど冬期に限らるるの狀態に在る。（註二）

（註一）　驛站と稱するものは昔の官設驛遞であつて、要衝の地を選んで局を設け人馬を備へ以て一切の公文及官物を傳送する機關であつた。現在滿洲各地には既に郵局設定せられ、各樞要地及各都市間運送の機關を設けられるに至つたが、地方によつては依然として驛站を設け、官用唯一の交通機關として重視し地方行政の連絡は一に之に依つて居る

（註二）　滿洲各地には夏道、冬道の別あり、季節に依つて道路系統を異にするところが多い

三　河川

滿洲は海岸線が極めて短い爲に海路交通は微たるものであるが、內部は幾多の大河貫流して河川による交通は古くより大に發達して居る。卽ち南滿洲地方は鴨綠江本支流、遼河本支流、大淩河等あり、殊に北滿地方に於ては水量

豐富な鏡江、第二松花江、松花江本流、牡丹江、烏蘇里江等の大河があつて、航運の便、漁業の利共に大いに見るべきものがある。右の內松花江、烏蘇里江は北滿の二大水系をなすもので、前者は大小興安嶺に發源して黑龍江省中部の廣大な地域內に於ける水を集めて流るる鏡江と、他は白頭山に源を發して吉林省を東西に貫通する第二松花江との合流より成り、且つ其の下流に於て吉林省を南北に貫通する牡丹江を合せて緩かに流れて黑龍江に注いで居る。本水系の抱擁する面積は實に五十二萬方粁に達する。後者は露國と滿洲との境界を爲すもので、航運の上より觀れば北滿に於て松花江に次ぐ大河である。而して松花江の航行權に關しては從來露支兩國間に屢々紛爭を生じ、露國側は千八百五十八年の愛琿條約、千八百六十年の北京條約及千八百八十一年の露都條約等を援用して其の航行權を主張するに對し、支那側は右條約文に現れたる松花江は古の混同江にして、松花江、黑龍江の合流點より下流の烏蘇里河の合流點までの區域を指すものと主張し、長年爭つて來たが此の紛爭は滿洲國に持越された。

四　航　空

蘇國の極東航空路たるモスコウ、イルクーツク線及日本航空輸送株式會社の東京、大連線と結んで歐亞連絡航空路の大幹線を完成することは萬人等しく翹望するところであり、又廣大無邊の滿洲の太平原を連絡するには航空機が最も便利であることも一般に認むるところであつて、滿洲の各地に定期航空輸送が開始せらるれば產業の開發、文化の促進に貢獻すること大なるものあるに鑑み、豫て日滿兩國の間に此種の事業に付研究が進められて居たが、最近に至り成案を得て昭和七年九月滿洲航空株式會社の設立を見るに至つた。會社は滿洲國政府、南滿洲鐵道株式會社及一部民間の奉仕的出資に依る日滿合辦の株式會社で、滿洲國法に依り設立せられたものである。名は株式會社であるが滿洲國政府及滿鐵會社より積極的援助に依る公益法人とも觀るべきもので、當分無配當と言ふことになつて居る。滿洲航空株式會社は定期輸送に任ずるのが主なる事業であるが、臨時他の業務にも從事する。昭和七年十一月に營業を開始し、現在其の經營線は左の六線で、航空路延長四千五百粁であるが更に計畫中の路線數線がある。

一　奉天——新京——哈爾賓間　　毎週七往復(毎日一往復)
二　奉天——大連間　　同　七往復(毎日一往復)
三　奉天——新義州間　　同　六往復(日曜休航)
四　哈爾賓——齊々哈爾間　　同　七往復(毎日一往復)
五　新京——吉林——敦化——龍井村間　　同　三往復(火、木、土)
六　齊々哈爾——海拉爾——滿洲里間　　同　二往復(月、水)

第二節　通　信

一　電信及電話

滿洲に於ける治安の維持、產業の開發及文化の進展は電信、電話等通信事業の普及整備に俟つこと極めて大である。然るに從來同地に於ける有線、無線の電信、電話、放送無線電話等所謂電氣通信事業は日滿兩業務が對立經營せられて居る外、電話事業に在りては公營私營のもの混在し其の經營系統錯綜して統制を缺き、從つて事業經營者相互間に於ける連絡等も亦極めて不完全で之が爲享ける不利不便尠からず、之が缺陷を補匡し、經營系統を統一し、以て通信事業の機能を充分發揮せしむることの急務は日滿兩國間に齊しく痛感せられたところであつた。然るに昭和八年三月二十六日兩國間に日滿合辦の通信會社設立に關する協定締結せられ、日滿兩國政府は各々其の所管

する電氣通信施設を現物提供し、滿洲國民營の電話設備等は之を買收し、事業の擴張改良に要する資金は之を日滿兩國の民間に求め以て民營事業として合理的經營を爲すこととなり、同年九月一日日滿合辦の滿洲電信電話株式會社の設立を見、玆に滿洲に於ける通信事業に一新紀元を劃するに至つた。（第三編第二章滿洲電信電話株式會社參照）

以下滿洲に於ける滿洲國側通信事業發達の狀況を概說すれば、電信は光緒十年（一八八四年）天津より山海關を經て營口方面に架設されたのに始まり、翌光緒十一年には遼陽より朝鮮義山に至る電線及奉天より吉林、齊々哈爾、愛琿、山海關方面に至る電線を架設し、特に日露戰役後に於ては急速なる發達を遂げ主要都市間の連絡は清朝時代に於て概ね完成するに至つた。過般會社設立當時に於ける取扱局所數は百七十餘、電信線條延長は凡そ一萬五千餘粁であつた。對外（支那を除く）との連絡は大連、芝罘間海底線及日本內地中繼に依り諸外國との間に發著する電報を取扱つて居る。東支鐵道電信線に依る電信連絡に付ては、事變前に於ては支那電報總局と東支鐵道廳との間に於ける東支鐵道所屬電信線の運用に關する協約（一九二二年十一月締結）に依り東支鐵道所屬局に依るの外、支那電報局と東支鐵道停車場とを接續し露支間發著電報を取扱つて居たが、事變後に於ても右連絡は繼續施行せられて居る。

電話の創設は光緒二十六年（一九〇〇年）頃電報局をして市外電話を兼營せしめたのを最初とし、民國十二年より同十四年の間に於ては特に著しい發達を見、爾來漸次擴張せられ會社設立當時に於ける設備としては大體取扱局所數百六十餘、市外電話線條延長二萬一千餘粁であつた。對外との連絡は于九百二十七年六月露支間に締結せられた協約に依れば、哈爾賓、浦鹽間、哈爾賓、ハバロフスク間及哈爾賓、チタ間（哈爾賓、チタ間連絡は協約上存する實際上存在せず）に電話連絡存在したが事變後杜絕した。

無線電信に關しては民國十一年東北政權は東支鐵道所管哈爾賓無線電信局を强制回收して以來、東三省無電計畫案を樹て、之が實現の爲東三省無電監督處を設置し奉天及新京に軍用無線電臺を建設し、民國十二年吉林、齊々哈爾電臺完成するに及び此等各電臺を公衆通信にも開放したが、爾來無線電臺の建設には最も力を致し對內各地通信連絡は勿論關東廳管內竝に民國十六年には獨逸との間に、同十七年には米國との間に無線通信路を開くに至つたが、事變に因り此等設備は概ね破壞され本業務は全く杜絕するに至つた。幸にして哈爾賓無電臺は皇軍の手に依り之を保全するを得、又奉天無電臺は急ぎ修復を爲し、對米通信に付ては大同元年三月三十日滿洲國政府當局と米國RCA通信社との間に新協定締結せられ同年四月十五日より通信を再開し、又對獨通信に付ても滿洲國政府當局と獨逸側當局との間の申合に依り大同元年七月十一日より通信を再開した。尙民國十五年には奉天及哈爾賓に放送局を設置し放送業務を行つて居たが、事變と共に一時放送を休止したが間もなく再開された外、大同二年四月より新京に放送局を新設し日滿連絡放送或は國內放送を爲して居る。

二　郵便

支那に於ける郵便事務は古く驛站、文報局、信局の三機關に依つて掌られて居たが、時世の進運に伴ひ總稅務司ロバートハートの努力に依り改制せられ交通部に屬する郵政總局の下に統轄せらるるに至つた。卽ち滿洲に於ては奉天及吉黑兩省を夫々郵務區となし、奉天に遼寧郵政管理局、哈爾賓に吉黑郵政管理局を設置し各管內の一、二、三等郵局の現業機關を監督せしめた。而して滿洲に於ける郵政は其の業務が外人の統制下に在り東北政權も敢て之に干涉するところが無かつた爲業務狀況も比較的良好であつたが、滿洲國の成立に伴ひ同國政府は國內郵政接收を圖り、爲

に一時郵政局閉鎖問題等を惹起するに至つたが、滿洲國は着々交涉を進め大同元年七月二十六日より滿洲國の郵便業務及郵便切手を發行し同國自身の手に依り漸次郵政事務を再開するに至つた。航空郵便に付ては大同元年十月二十六日航空郵便規則公布せられ、同年十一月三日より左記航空線路に於て航空郵便物の運送を開始したが、國內相互間及關東州宛小包郵便物は當分の內之が取扱を爲さない。

航空郵便線路

線路名	局名	航空回數
齊々哈爾—新義州線	齊々哈爾 新京 新義州	奉天、新義州間毎週往復各六回、其の他隔日一回
新京—龍井村線	新京 吉林 敎化 龍井村	毎週往復各三回（月曜日、水曜日、金曜日）

昭和十年三月十日印刷
昭和十年三月十五日發行

拓務大臣官房文書課

東京市小石川區久堅町一〇八番地
印刷人　君島潔
東京市小石川區久堅町一〇八番地
印刷所　共同印刷株式會社
電話小石川(85)八二—八六番

119

45
269